時事新報

明治十九年二月十五日 月曜日
舊丙戌正月十二日（丙午）
（西暦一千八百八十六年）

社告

○時事新報豫約御購讀成下候ニハ新報代價並ニ郵便税モ必ズ前金ヲ以テ御拂込被成下度候又前金相切レ候ヘハ其日限リ新報ノ發送相見合セ候
○新報代價並ニ郵便税トシテ御送附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節ハ其都度紙面ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ毎日御發送申上候新報ノ帶封ノ裏面ニ前金ノ殘高（何月何日）ト記入仕置候間御覧可被成下候右ハ此日迄ノ新報代價並ニ郵便税トモ御拂込相成居ルニ付此日マデハ新報發送仕候ト申ス事ニ候
○郵便爲替ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ（時事新報社）ト致シ郵便爲換ナレバ（東京郵便本局）ニテ受取ルベキ樣御取組被成下度候
○御住所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候儀御不便ノ御方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便税共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候テ苦シカラズ候
○時事新報豫約御購讀ノ諸君ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先キ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所書ヲ併テ御通知被成下度候

時事新報

衣食住の改良

日本に西洋流の新文明を輸入したるは今より三十餘年前の昔にして三十餘年長からざるにあらずといへども此長日月の間に日本社會の有樣を變化したることも亦少なからずして今日の日本を取てこれを三十餘年前の日本に比較すれば彼此の間に大相違あるを見出すべし此相違の在る所即ち文明進歩の跡ありと思へば我々日本人は心中竊かに自強の意なきにあらず然れども今日まで所謂日本の文明開化なるものと見るに多くは學術心理上の進歩に關るものにして專ら人身の内部に屬し其外形社會上の進歩改良に關るものとては極めて少なく極めて低し蓋し心は人事の根本なり故に西洋の文明を採用するにも其學を講じ理を論じて先づ安心の在る所を定むるは適當の順序たるに相違なしといへども唯此一方にのみ偏して精神外の事を忘るゝとあらば必ず其影響に堪えざるならん健康の精神も健康の身体を離れて其用を爲すものあらずとの事實を忘るゝことなくして文明開化も亦始めて其圓滿を期するを得べきなり

近來日本全國の風潮を察するに漸く文明論は理論の一邊を擺脱すること止みて更に社會の實事に改良を加へんとするの趨きを生じたるが如し衣食住改良論の實行の如き最も著明なる事例なるべし我輩今此風潮を察して竊かに喜ぶ所なり身に洋服を服し口に洋食を食ひ洋風の家屋に住居する者即ち文明開化の人なりといふの意には非ずといへども洋服を服して坐作進退を活潑輕便にし洋食を食して身体を強壯にし洋風の家屋に住して風雨寒暑の難を避け火災を防禦するの工風を得るは人心の進歩に伴ふて文明開化を事の實に施し又其進歩を助けて益高尚の域に進むるの方便なるが故に衣食住の改良亦是れ文明社會の緊要事なりといふも敢て不可なかるべし

日本人の衣食住を取てこれを西洋文明人の衣食住に比すれば十中の七八は劣るものあらん然れども今、日本の衣食住に就て之を改良するを以て第一の急務と爲すものは衣にもあらず住にもあらずして必ず其食に在ることならん日本人が衣に着る所の綿絹は西洋人の衣に着る所の綿毛に至るまで其製共に文明の需に適せざるものにあらずといへども之れと洋服に比して其便不便實に雲泥の相違ありといふ程に至らず又日本流の家屋は實に矮陋不便なるものに相違なしといへども少しく意を用ふれば姑息ながらも幾分かこれを西洋風に擬して變通の用を爲さし先づ得ざる程のものにあらず故に日本の衣住と西洋の衣住とは其相距る甚だ遠きにも拘はらず幾分か互に相通ずるの關係を有つものなりといふを得るといへども日本の食と西洋の食とは同じく人身の榮養を助くるものながら實際に當ては全く其主義を異にするかの疑ある程のものにして其成跡の利害自他の相違、中に就き最も甚だしきが如し日本人は肉食を忌みて穀食を貴び偶ま肉類を食するも河海の魚介に過ぎずして其分量は極めて少なからんことを欲し西洋人は肉食を貴びて穀食を賤しみ其分量は勉めて多からんことを欲す其成跡として日本人は軀幹短小顔色蒼々として喪家の狗の如く西洋人は骨格偉大心身強壯にして千里の駒の如し身体既に虚弱なれば心獨り強壯なる能はず心身共に虚弱なる一種の不具者にして文明開化を談じ萬國と對峙すると希望するが如きは雁の飛ぶを見て羽繕ひせんとする瓢簞と一般徒らに世の物笑ひと爲りて終るべきのみ故に我輩は近來日本人が精神外の文明進歩に注意し衣食住等の改良に熱心するの狀を見て欣喜に堪へず一人も其人の多からんことを望む中にも食物改良の一點に付ては別段の注意あらんことを願ふて止まざるなり

食物改良の事に關し序ながら政府の當局者に向て一言を獻じ度きは陸軍兵卒の食物の事なり今の兵營の賄方を見るに兵士の常食は米を第一としこれに少許の野菜魚類肉類等を添ふるを以て一般の規則と爲すものゝ如し然れども穀食肉食其成跡は果して喪家の狗と千里の駒との相違を生ずるものとせば責めて在役三年の間丈けは專ら肉類を食せしめて其体力を養ひ糾々たる武夫眞に國の干城たるに愧ぢざるものと爲らしめんことを欲するなり人を養ふは猶ほ馬を飼ふが如し藁と水とにて腹を脹くらしたる馬と麥大豆を飽食したる馬とは假令其生命に別條なきも主人の實用を爲すの一段に至りては彼此非常の相違なり又其相違は麥大豆の入費を償ふて尚ほ甚だ餘りあるなり既に然らば人も亦然るのみ且つ兵士が日本流の米の飯を廢して西洋流の麪包肉類を常食とするの利益は平生身体強壯の一事のみならず別に戰時行軍上に一大利益の存するなり日本にて陣中士卒の兵粮に米の飯を用るの不便あるは古來人の熟知する所にして大釜を擔で兵士の後に從ふの不都合なる類は措て論ぜず第一に米の飯は三五日分を一時に炊き置くべからざるのみならず炎暑に際すれば今朝の飯を今夜まで貯へ置くことさへ出來難し斯る不都合の食物にして爭で神出鬼沒の戰場に兵粮の役目を盡すことを得べけんやこれを彼の麪包乾麪包罐肉類は時當運搬ともに自由自在なるに比すれば固より同日の論にあらざるなり麪包肉類は戰場の好兵粮なりといふも兵士にして平素より此食物に慣れ居らざる時は俄かにこれを用ふべからず強てこれを用ひんとせば匆卒の際必ず全軍の健康を害するの恐あらんことを避くるの法は唯平素在營の日より此種の食物に慣れしむるに在るのみ故に我輩は思ふ今の兵士の食物を改良するは今の護國の一急要事たるべしと

官報

○告示第十八號

新公債金札引換公債舊神官配當祿公債證書發行條例ノ旨趣ニ據リ本年度ニ於テ新公債償還元金六萬千五百七十五圓額ノ數百七十三本内一本當リ額金札引換公債償還元金六年發行ノ分二萬三千二百圓十三年發行ノ分五萬七千四百圓十四年發行ノ分一萬二千百圓十五年發行ノ分八千四百圓各額ノ數九十九本宛内二本宛當リ額七年發行ノ分一萬三百圓十六年發行ノ分七千五百圓各額ノ數五十本宛内一本宛當リ額舊神官配當祿公債償還元金二萬四百圓額ノ數十七本内三本當リ額ト定メ目今證書金ノ所轄高最多キ東京府廳ヘ昨十二日主務ノ官員出張同府下ニ於テ證書所持高多額ナル者三十五名ヲ撰ミ全國證書所持人ノ總代トシ立會ハセ一同ノ眼前ニ於テ抽籤執行セシ處當リ籤左記ノ通リ（左記表略ス）

前書立會人ニ於テ抽籤方法ノ公平正實ナルコトヲ保證ノ上確定候此旨相心得該記號番號ノ證書所持ノ者ハ速ニ所轄廳ヘ申出ヘク所轄廳ニ於テハ所持人ノ申出ヲ俟タス豫テ設備ノ簿冊ニ依據シ該證書ノ記號番號種類金高枚數等詳細調査シテ當籤表ヲ製シ元金請取方往復ヲ除クノ外日數十日限リ當省ヘ申出ヘシ

但此告示所轄廳ヘ到達以後ハ當籤ノ證書讓渡賣渡等ノ檢印ヲ停止ス

右告示ス

明治十九年二月十三日 大藏大臣伯爵松方正義

○辭令

警視廳會計主務被仰付（二月十二日内閣） 二等警視 石原近義
警視廳會計主務被免（同） 仝 小野田元熈
依願免本官（同） 非職檢事 筒井明俊
任外務書記生（二月十二日外務省） 荒川巳次
在英國倫敦領事館在勤ヲ命ス（同） 外務書記生 荒川巳次
陸軍出身以來多年職務精勵盡力不少今般參謀本部御用掛ヲ被解候ニ付特別ヲ以テ慰勞トシテ目録ノ通（金八百圓）下賜（二月八日陸軍省） 元老院議官 西周
第二回中學校師範學校教員免許學力試驗委員長被仰付（二月十二日文部省） 文部大書記官 辻新次
第二回中學校師範學校教員免許學力試驗委員被仰付（同） （各通） 東京大學教授 外山正一 仝 菊池大麓 東京師範學校教諭 高嶺秀夫 仝 後藤牧太
非職被仰付（同） 東京商業學校教諭 穎川重寛

○虎列剌患者 大坂府ニ於テ去月一日ヨリ同三十一日迄虎列剌患者ハ合計六十七人内全治五人死亡四十三人未治十九人（大坂府報告）●徳島縣ニ於テ去ル九日ヨリ昨十二日午十二時迄届出テタル虎列剌患者ハ勝浦郡ニ二十六人死亡十六人那賀郡ニ五人死亡一人コレヲ初發ヨリノ總患者八十九人死亡四十八人ナリ（徳島縣報告）（以上三件本年二月十三日官報）

雜報

○朝鮮騷ぎ（一昨十三日の續） 趙福は王妃に内謁して逆賊等の陰謀を訴へ十分に御心を驚かし奉りたるが時日を移さず再び召に應じて參内し種々密奏の後王妃より切此大事に處するには如何すべきや趙福何なる説なりやとの御下問に趙福は謹で答へ曰く小臣の愚見を以てすれば此事甚だ易し小臣が日本に在るや廣く其朝野の貴顯大家に交際を求め先づ政府の大臣として知らざる者なく在野の紳士として親まざる者なし又この他に在日本
諸外國の公使領事の
れば好く此流の歡心
す臣を助くること
も臣が擧動を妨ぐる
今、日本に至り死士
むる者あるべからず
んこれを第一策とす
引率して本國へ攻め
其陰謀を利して
と牒し合せて其來る
や直ちにこれを捕縛
りと云ふといへ共其
既に大妃の親しく知
て百人に過ぎず兼
倒にしてこれに向
ふは論を俟たずして
領とすと首尾顚末
ざ稱して給ひ
ならんと色々に人物
均の政府に立ち其
たる李某ある其人
を授け密議既に整ひ
經營する所なかるべ
は金錢財物あるま
して王妃も此一事
五六千圓（日本金に
れを拜受し生死
死したる其首級と
なしとて雀躍して
又は金銀塊のまゝ
年八月の頃なりし
此時金玉均は神戸に
に朝鮮の内情を語
に向ひ給はゞ八道
り何事を爲して成
如きは熱心してこれ
懸ず、事甚だ易し
奏するた先なら
して金氏は護衛
神ならぬ身の趙福
から不思議にも本
城に於て趙福が
と運らし李道伯に
りし其内殿に請取り
れを知らざるは
を知らざるのみ是
臣から爲めにする
其謀を發かす中
し毎言みを聞て
忠告に從て我
喜び左れ東道
と賜らるべし
べしとて恰も
果を擧り已れ
限りは十分趙福の
李道伯は手に達す